

令和4年9月5日
子ども・若者部
子ども・若者支援課

議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区奨学資金貸付金返還請求事件に係る和解)

世田谷区奨学資金貸付金返還請求事件に係る和解について、下記のとおり報告する。

記

1. 専決処分の内容

原告 世田谷区
被告 世田谷区在住、XXXXXXXXXX (奨学生本人)
被告 世田谷区在住、XXXXXXXXXX (被告の連帯保証人)

請求金額 被告 105万円 1
被告 99万2000円 2
1 貸付金額110万円 - 既支払分5万円 = 105万円
2 貸付金額110万円 - 消滅時効援用分10万8000円 = 99万2000円

和解の要旨 被告は、原告に対し、金99万2000円の和解金を支払う。
原告は、被告およびXXXXXXXXXXに対するその余の請求を放棄する。

2. 専決処分日 令和4年7月29日

3. 和解成立日 令和4年8月1日